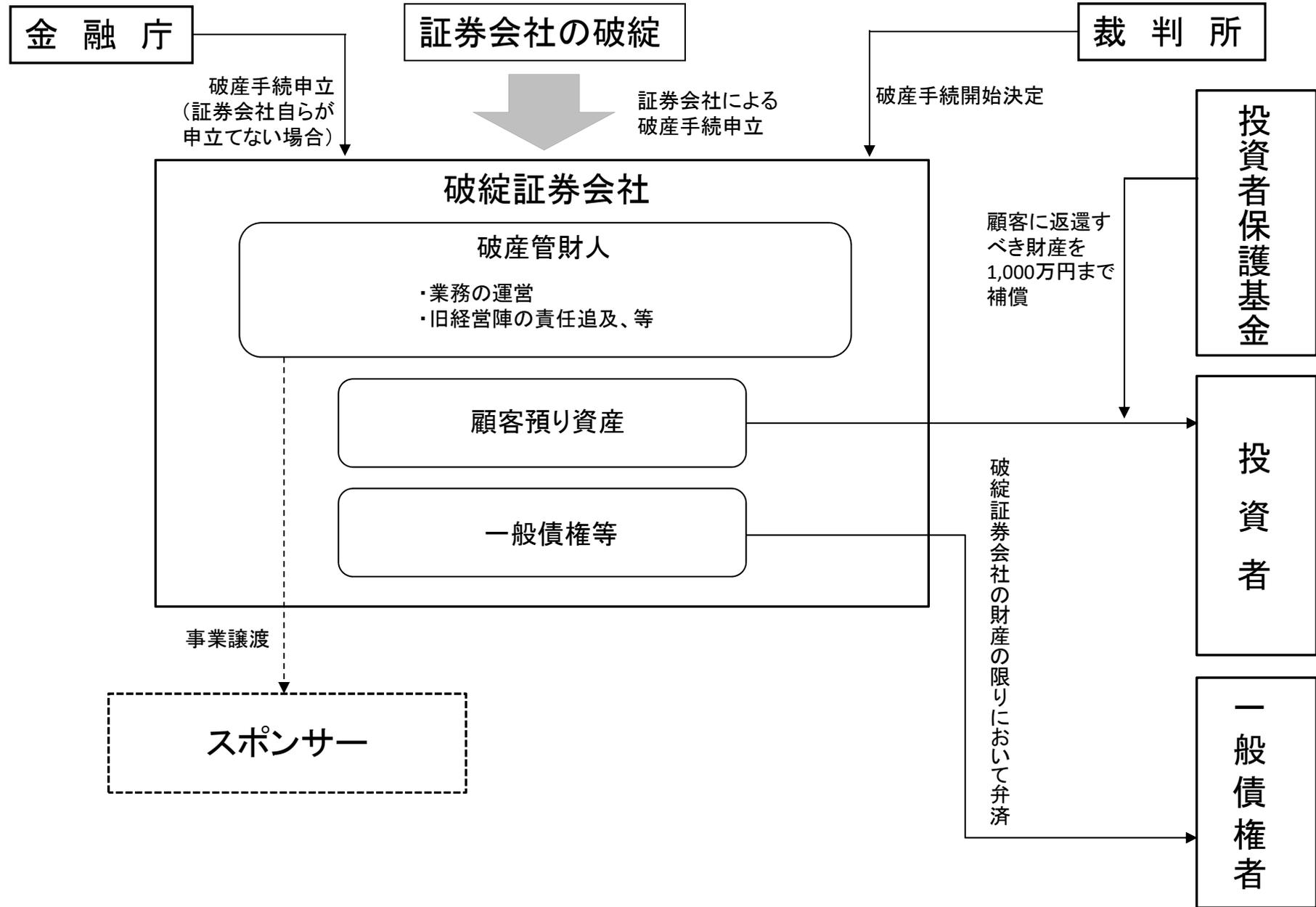


破産手続による証券会社の破綻処理スキーム



更生特例法の概要

- ・ 通常の倒産手続では多数の債権者が関与する複雑な手続になるなど、金融機関については、手続上、特別の取扱いが必要な場面が存在すること
- ・ 協同組織金融機関や相互会社である保険会社に対しても更生手続の利用を認める必要があること、等から、会社更生法、民事再生法、破産法を金融機関等に対して適用する場合の特例を定めたもの。

(第1条)

この法律は、協同組織金融機関及び相互会社について、利害関係人の利害を調整しつつその事業の維持更生を図るため、その更生手続に関し必要な事項を定めるとともに、金融機関等の更生手続、再生手続及び破産手続について、監督庁による申立て及び預金保険機構等による預金者等のためにするこれらの手続に属する行為の代理等に関し必要な事項を定めること等により、預金者等の権利の実現を確保しつつ、これらの手続の円滑な進行を図ることを目的とする。

預金取扱金融機関

更生手続・再生手続・破産手続の特例

会社更生法の適用範囲拡張

協同組織金融機関も更生手続の対象に

証券会社

更生手続・再生手続・破産手続の特例

保険会社

更生手続・破産手続の特例

会社更生法の適用範囲拡張

相互会社も更生手続の対象に

監督庁による手続開始の申立て

株主や債権者だけでなく、監督庁にも手続開始の申立権を認め、預金者等の利益を保護。

預金者、投資者、保険契約者に対する手続開始決定通知の特例

手続開始決定の通知は、預金保険機構、投資者保護基金、保険契約者保護機構に行う。個々の預金者、投資者、保険契約者への通知は不要。

預金保険機構、投資者保護基金、保険契約者保護機構による手続の代理

債権届出に代わる預金者表(顧客表、保険契約者表)の作成・提出等、各手続に属する一切の行為を代理。(但し、預金者等が個々に手続に参加することは可。)

保険会社の更生計画の特例

債権者平等原則の一部例外を認める等